

貴洋会介護支援センター訪問介護重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(徳島県指定 第 3670200058 号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援 1.2」「要介護」と認定された方及び「事業対象者」が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 貴洋会
- (2) 法人所在地 徳島県鳴門市撫養町立岩字五枚 1 4 6 番地
- (3) 電話番号 0 8 8 - 6 8 6 - 2 0 8 0
- (4) 代表者氏名 理事長 勝良 洋
- (5) 設立年月 昭和 6 1 年 9 月 2 0 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所・平成 11 年 12 月 20 日指定 徳島県 3670200058 号
- (2) 事業の目的 訪問介護
- (3) 事業所の名称 貴洋会介護支援センター
- (4) 事業所の所在地 徳島県鳴門市撫養町立岩字五枚 1 4 6 番地
- (5) 電話番号 0 8 8 - 6 8 6 - 2 0 8 0
- (6) 事業所長(管理者)氏名 久次米 昭男
- (7) 当事業所の運営方針
訪問介護員は訪問介護計画に基づき援助を行うものとし、サービス提供にあたり懇切丁寧支援する事を第一に考え、利用者や家族にサービス内容をわかりやすく説明するとともに、利用者の心身の状況や環境を的確に把握し、ニーズに対しては高度な介護技術による適切な介護サービスと適切な相談・助言を行うものとする。
- (8) 開設年月 平成 9 年 4 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 鳴門市全域
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土(12月31日から1月3日までを除く)
受付時間	8:30～17:30
サービス提供時間帯	8:30～17:30

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1			名
2. サービス提供責任者	1			1名
3. 訪問介護員		8		名
(1) 介護福祉士		3		
(2) 訪問介護養成研修1級（ヘルパー1級）課程修了者		2		
(3) 訪問介護養成研修2級（ヘルパー2級）課程修了者		3		
(4) 介護職員基礎研修課程修了者				

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要と利用料金〉

○身体介護	入浴・排せつ・食事・安否確認・外出・通院等の介護を行います。
○生活援助	調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をを行います。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

① 身体介護

○入浴介助

…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

○排せつ介助

…排せつの介助、おむつ交換を行います。

○食事介助

…食事の介助を行います。

○通院外出介助

…通院外出の介助を行います。

② 生活援助

○調理

…ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理や正月、節句等の為に特別な手間を掛けて行う調理は行いません。）

○洗濯

…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

○掃除

…ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の主として使用する居室以外の居室、換気扇、庭等の敷地の掃除や草抜き、床のワックスがけ、洗車、窓拭きは行いません。）

○買い物

…ご契約者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。店舗の範囲は時間内に行ける所までです。

○ご契約者、ご家族の方を訪問介護員の車には乗せれません。

○プロの清掃業者がするような専門的な掃除、日常生活の援助の範囲をこえる行為は介護保険上できません。

○ペット関連の掃除又は世話は出来ません。

<サービス利用料金>（契約書第8条参照）

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

※一割負担の場合

	サービスに要する時間	20分未満	20分以上30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間未満	身体介護に引き続き生活援助が中心であるとき		
		1. 利用料金	2. うち、介護保険から給付される金額	3. サービス利用に係わる自己負担額 (1-2)				
身体介護	サービスに要する時間	20分未満	20分以上30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間未満			
	1. 利用料金	1,630円	2,440円	3,870円	5,670円			
	2. うち、介護保険から給付される金額	1,467円	2,196円	3,483円	5,103円			
	3. サービス利用に係わる自己負担額 (1-2)	163円/回	244円/回	387円/回	567円/回			
生活援助	サービスに要する時間	45分未満	45分以上1時間未満			20分以上	45分以上	70分以上
	1. 利用料金	1,790円	2,200円			650円	1,300円	1,950円
	2. うち、介護保険から給付される金額	1,611円	1,980円			585円	1,170円	1,755円
	3. サービス利用に係わる自己負担額 (1-2)	179円/回	220円/回			65円/回	130円/回	195円/回

介護職員等処遇改善加算Ⅱが利用料金に22.4%加算されます。

☆初回加算 200単位

☆緊急時訪問介護加算 100単位

☆生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位/月

☆生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位/月

介護予防・日常生活支援総合事業費（60分未満）

	従前 (身体中心)	従前 (生活中心)	緩和型 (生活中心)
訪問型サービスⅠ	287円/回	220円/回	176円/回(一月につき5回まで)
訪問型サービスⅡ	287円/回	220円/回	176円/回(一月につき10回まで)
訪問型サービスⅢ	287円/回	220円/回	176円/回(一月につき15回まで)

※以下の各号に該当する場合に限り利用料金の支払い内容が変更されます。

1. 月の途中で要介護から要支援に変更となった場合
2. 月の途中で要支援から要介護に変更となった場合
3. 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合*は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

*2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆飲酒、泥酔している時は訪問を中止させていただきます。

☆サービス提供時間中は喫煙をお控えください。

☆訪問中はペットを繋いでおいて頂くか別の部屋に移動して頂くようご配慮をお願い致します。大切なペットを守るため、訪問介護員が安全にサービスを行うためにもご協力をお願いします。訪問介護員がペットに噛まれた場合、治療費等のご相談をさせていただく場合がございます。

☆訪問介護員に対する金品等の心付けはお断りしています。

☆暴言・暴力・ハラスメントは、固くお断りします。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。

☆訪問介護員への迷惑行為または宗教・政治・営利・営業活動はご遠慮下さい。

☆掃除道具は、ご自宅にある物を使用させていただきます。雑巾がけは訪問介護員にとっても腰に負担が大きいこともあり、クイックルワイパー等のモップ購入をご検討頂きますと幸いです。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

身体介護	20分未満	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満
	1,630円	2,440円	3,870円	5,670円
生活援助	45分未満	45分以上60分未満		
	1,790円	2,200円		

（4）利用料金のお支払い方法

前記の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月までに訪問介護員にお支払い下さい。

(5) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- 訪問してからのキャンセルは、場合によってはキャンセル料金が発生し、頻繁にある場合は本契約を解約します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者
に依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は
訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用さ
せていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場
合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間
に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行
いません。

- ①医療行為
- ②ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

7. 事故発生時の対応

(1) 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生したときは、ただちに利用者のご家族にお知らせするととも

に、かかりつけ医に連絡をとり必要な措置を講じます。

(2) 賠償すべき事故の場合

事故の状況が、天災地変など不可抗力による場合や利用者の側に重大な過失がある場合を除いて、賠償すべき事故については誠意をもって損害賠償を行います。

(3) 事故が生じた場合の対策

事故が生じた場合、その原因を解明し、再発防止に努めます。

8. 秘密保持等

- (1) 正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。
- (2) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、文書による利用者の同意を得ることにしています。

9. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者 サービス提供責任者 徳元 典子

○苦情解決責任者 管理者 久次米 昭男

○第三者委員 田中 信廣（鳴門市撫養町南浜字東浜 768）電話 088-686-3456

田中 豊（鳴門市撫養町黒崎字磯崎 156-2）電話 088-686-5032

○受付 電話番号 088-686-2080

毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

鳴門市役所 介護保険担当課	所在地 鳴門市撫養町南浜字東浜 170 電話番号 088-684-1376 受付時間 8:30～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 徳島県川内町平石若松 78-1 電話番号 088-665-7205 受付時間 8:30～17:00
鳴門市社会福祉協議会	所在地 鳴門市撫養町南浜字東浜 170 電話番号 088-685-7170 受付時間 8:30～17:00